

秋の公民館講座・受講生募集

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/☎31-4998(〒659-0068 業平町8-24)

◆芝垣先生と行く「歴史と文化のアメリカ旅行」

- 日時 9月12日～26日(土)・午前10時～11時30分全3回>
- 会場 市民センター 401室
- 内容 ①文化と政治の街・ワシントン②世界の中心・ニューヨーク③のんびりワイキキ・ハワイ
- 定員 80人
- 講師 アメリカン大学大学院客員教授・芝垣哲夫氏
- 費用 1,200円
- 申し込み はがきかファクスに、①講座名②住所③氏名④電話番号を記入し、9月2日(水)までに上記へ

平成27年度芦屋川カレッジ大学院公開講座part2 日本の食文化のルーツを求めて旅に出よう

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/☎31-4998(〒659-0068 業平町8-24)

本年度の芦屋川カレッジ大学院では、「日本と世界の食文化～美味しさを求めて旅に出よう!」をテーマに全11回の講座を開催中ですが、内3回(4月・9月・平成28年3月)は公開講座として大学院受講者以外のかたにも受講していただけます。

- 日時 9月7日(月)午前10時～11時30分(開場9時30分)
- 会場 ルナ・ホール
- 内容 日本の食文化のルーツを求めて旅に出よう
- 講師 伝承料理研究家・奥村彪生氏
- 受講料 400円
- 申し込み 直接会場へ



奥村彪生氏

芦屋川カレッジ創立30周年記念

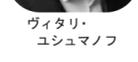
畑儀文・名曲コンサート

問い合わせ 公民館 ☎35-0700

- 日時 10月5日(月)午後1時30分開演
- 会場 ルナ・ホール
- 曲目 菩提樹・初恋・歌の翼に・ともしび・津軽のふるさとほか
- 出演 畑儀文(テノール)/ヴィタリ・ユシュマノフ(バリトン)/城村奈都子(ピアノ)
- 入場料 当日600円(前売り500円)
- チケット販売所 市民センター事務所で8月17日(月)より発売



畑儀文



ヴィタリ・ユシュマノフ

第29回 芦屋市民絵画展開催

今年も市民センターで芦屋市民絵画展を開催します。さまざまな日本画・洋画との出会いを通じて、芸術の奥深さにふれてみませんか。

- 会期 9月2日～9月6日・午前9時～午後7時(最終日は3時まで)
- 会場 市民センター(301室・302室)

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

～関西洋楽の故郷・芦屋で歌う～貴志康一の歌曲と名曲コンサート

モダンズムを熟成させた町、関西洋楽の故郷、芦屋において当地ゆかりの音楽家貴志康一の歌曲と名曲のコンサートを実施します。平成26年度(第48回)の芦屋市民文化賞を受賞した公益財団法人アルカディア音楽芸術財団のアーティストの演奏です。貴志康一の歌曲とポピュラー、映画音楽やクラシックの名曲をお楽しみください。

- 日時 10月18日(日)午後3時開演(2時30分開場)
- 会場 ルナ・ホール<全席自由席>
- 出演 (公財)アルカディア音楽芸術財団/寺本郁子(ソプラノ)・中村八千代(フルート・プロデュース)・別所ウヰキ(ピアノ)・内田博世(ピアノ)・田淵順子(ハーブ)/河内厚郎(対談)
- 入場料 当日2,500円(前売り2,000円)/学生(小中学生)1,000円
- チケット販売所 市民センター事務所・市役所売店・ローソンチケット(Lコード52229)8月17日(月)より発売

問い合わせ ルナ・ホール事業担当 ☎35-0700

保育所の「体験保育」に参加しませんか

問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2128

保育所	所在地・電話番号	体験保育	
		■時間	■対象
岩園保育所	岩園町2-18 ☎31-0335	■期間 9月1日～3日 ■対象 2歳児の親子・2組	
精道保育所	精道町9-16 ☎32-0510	■期間 10月13日～10月15日 ■対象 2歳児の親子・2組/3歳児の親子・1組	
新浜保育所	新浜町1-1 ☎32-0410	■期間 10月13日～10月15日 ■対象 2歳児の親子・2組	
大東保育所	新浜町8-1 ☎22-0089	■期間 10月14日～10月16日 ■対象 1・2・3歳児の親子・各1組	
緑保育所	緑町2-4 ☎34-0715	■期間 10月14日(水)・21日(水)・28日(水) ■対象 1・2歳児の親子・各2組/3歳児の親子・1組	

親子で保育所の子どもたちと一緒に遊び、給食を食べて集団生活を体験します。

- 1歳児(平成25年4月2日～26年4月1日生まれ)
- 2歳児(平成24年4月2日～25年4月1日生まれ)
- 3歳児(平成23年4月2日～24年4月1日生まれ)

【申し込み】

参加希望のかたは、8月17日～21日の午前10時～午後4時に上記の保育所まで直接電話。申し込みは1カ所のみ。希望者多数の場合は抽選。参加者へは8月28日(金)までにはがきで通知。費用は1,000円。

ご利用ください「赤ちゃんの駅」

「赤ちゃんの駅」とは乳幼児をもつ保護者が外出中にオムツ交換や授乳をするため、気軽に立ち寄ることができる施設の愛称をいいます。登録施設に目印となるように「あかちゃんの駅」シンボルマークのステッカーを掲示しています。赤ちゃんのお出かけの際にご利用ください。(施設ごとに利用方法などが異なりますのでご確認の上、マナーを守ってご利用ください。)



「赤ちゃんの駅」登録民間施設を募集します

乳幼児をもつ保護者が、外出中必要ときに授乳とオムツ替えができるスペース等の提供に、ご協力いただける民間施設を募集します。※応募については、市ホームページの「赤ちゃんの駅」施設登録応募要領・申請書から用紙をダウンロードしていただくか、下記窓口でも入手していただけます。ご応募の際は、その他の要件・詳細等について、施設登録応募要領を必ずご確認ください。

問い合わせ 子育て推進課こども担当 ☎38-2045

平成27年度 社会人経験者・身体障がい者 市職員募集

問い合わせ 人事課 ☎38-2019(〒659-8501 住所不要)

市では、平成27年11月1日採用予定の次の2職種について市職員を募集します。

職種	募集人数	受験資格
一般事務職	3人程度	昭和54年4月2日～昭和62年4月1日までに出生し、学校教育法による高等学校以上を卒業後、民間企業等での経験が通算して3年以上あるかた
身体障がい者	1人程度	身体障害者手帳の交付を受け、次の要件をすべて満たしているかた ①昭和60年4月2日以降に出生し、学校教育法による高等学校以上を卒業したかた ②自力による通勤ができ、介護者なしに事務職としての職務が遂行できるかた ③活字印刷機による出題に対応できるかた

■試験日 9月6日(日) ■募集期間 8月17日～27日<平日・執務時間内>

※郵便による申し込みは、8月26日(水)<消印有効>

※詳しくは市役所で配布しています「採用案内」をご覧ください。

※「採用案内」は、市ホームページからもご覧になれます。

上宮川文化センターの大規模改修工事に伴う 各種事業等について

問い合わせ 上宮川文化センター
☎22-9229/☎22-1659(〒659-0061 上宮川町10-5)

上宮川文化センターでは、12月1日から平成28年3月末までの間、施設の耐震化対策・老朽化対策として、全館を閉鎖して大規模改修工事を実施します。

工事期間中の各種事業等については、以下のとおり場所を変更して実施、または休止します。なお、場所の変更に伴う電話番号・ファクス番号の変更はありません。

<全館閉鎖に伴う各種事業の実施場所と休止について>

事業名	各種事業等の実施場所・休止の内容【実施期間】	上宮川文化センターでの各種事業等再開時期
受け付け業務	市役所分庁舎2階	平成28年4月4日(予定)
隣保館事業	上宮川町住宅1号棟集会所等	
児童センター事業	上宮川町住宅6号棟集会所(11月26日・27日は事業を休止します。)	
貸室事業	11月26日から平成28年4月3日まで休止(2月4日から貸室予約受付業務を市役所分庁舎2階で再開)	
図書貸し出し事業	11月26日から平成28年4月3日まで休止(図書の貸し出しは11月11日まで行います。)	

※事業の開催等は、広報あしや・市ホームページ等でお知らせします。

「臨時福祉給付金」のお知らせ

問い合わせ 臨時福祉給付金コールセンター
☎38-2054(〒659-8501 住所不要)

- 受付期間 9月1日～平成28年1月4日<消印有効>(土・日・祝日・年末年始除く)
- 申請書の送付 8月下旬から順次発送します。
 - ※対象となる可能性のあるかたに送付しますが、支給対象とならない場合もあります。また、所得が把握できない等の事情で申請書が届かなかたかたについても、受給要件を満たしている場合は対象となりますので、上記へご連絡ください。
- 申請手続 申請書・本人確認書類(対象者全員分)・振込口座の写しを同封し、返信用封筒で返送してください。
- 相談・受け付け 市役所南館地下1階(午前9時～午後5時30分)
 - ※受付場所は変更になる可能性があります。
- 支給対象者 次のいずれの要件も満たすかた
 - ◆平成27年1月1日(基準日)に本市の住民基本台帳に登録されている
 - ◆平成27年度の市町村民税(均等割)が課税されていない
 - ◆平成27年度の市町村民税(均等割)が課税されているかたに扶養されていない
 - ◆生活保護制度等の被保護者になっていない
- 支給額 対象者1人につき6,000円
- ※平成27年度は「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらの要件にも該当するかたについては、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。ただし、それぞれ申請が必要です。

1面・マイナンバー制度関連記事 個人情報について

問い合わせ 情報政策課 ☎38-2021

マイナンバー制度では、制度面とシステム面の両面から個人情報を保護するための措置が講じられています。

【制度面における保護措置】

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報(※1)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- 特定個人情報保護委員会(※2)による監視・監督
- 特定個人情報保護評価の実施
- 罰則の強化
- 自分の情報の提供記録を自ら確認できる仕組みの整備(平成29年1月から開始予定)
- (※1)「特定個人情報」とは、マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報のことです。
- (※2)個人番号その他の特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることを目的として設置された内閣府外局の第三者機関です。

【システム面における保護措置】

- 従来通り個人情報は各行政機関等が保有し、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」を行います。個人情報を特定の機関に集約する「一元管理」は行いません。
- 個人情報を閲覧・利用できる人の制限および管理
- 通信の際は、第三者に内容を知られないように情報を暗号化

【成りすまし防止措置】

マイナンバーの利用開始(平成28年1月)以後は、窓口などで申請書にマイナンバーをご記入いただく際に、成りすまし防止のためにマイナンバーの確認と本人確認をさせていただきます(下例参照)。

確認方法の例

「個人番号カード」だけでマイナンバーの確認と本人確認が可能



または

「通知カード」でマイナンバーの確認



顔写真付きの身分証明書で本人確認

または

「通知カード」でマイナンバーの確認



下記書類2つ以上で本人確認
被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書などの①氏名②生年月日または住所が記載された公的書類

後納制度 (国民年金保険料の納付期限の延長)

後納制度とは、平成27年9月までに限り、時効で納めることができなかった国民年金保険料を、過去10年分まで納めることができる制度です。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかったかたが、年金受給資格を得られる場合があります。後納制度を利用されるかたは、西宮年金事務所に申し込んでください。※市民課管理係(年金担当)で申し込みはできません。

問い合わせ 西宮年金事務所 ☎0798-33-2941
国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050